

第35回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成 26 年 7 月 28 日(月)午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

2 場 所 長野県庁 議会増築棟 4 階 402 号会議室

3 出席者

(委 員) 竹内会長、岩井委員、織委員、松江委員、宮原委員

(事務局) 久保田課長、山崎企画幹、丸山担当係長、永原主事、羽片主事、和田主事

4 議 題

- (1) 意見聴取案件について
- (2) その他

5 経 過

- (1) 7月24日（木） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
- (2) 7月28日（月） 審議会の開催（別紙のとおり）
- (3) 8月5日（火） 審議結果を実施機関へ通知

(別紙)

会長： これより、第 35 回個人情報保護運営審議会を開会します。
それではまず、案件一覧表の番号 205 から 214 まで定型案件ということ
ですので、簡潔に事務局から説明をお願いします。

事務局： (説明 番号 205～214)

会長： ただ今の 205 から 214 までについて何か御意見はありますか。

委員： (意見なし)

会長： 特にないですね。それでは承認とします。
続いて、新規の一般案件ですが、案件一覧表の 215 番から 218 番まで、次
世代サポート課から説明をお願いします。

次世代サポート課： (説明 番号 215～218)

事務局： 案件は年間に何件くらいありますか。

次世代サポート課： 2 年間で 16 件ありました。また、これまでの案件では、本人から同意を
得ることが難しく、協議会で取り扱うようになってから、事後的に本人の
同意を得ていました。

会長： その 16 件は、最終的に全て本人の同意を得られたのですか。

次世代サポート課： まだ同意を得ていない案件が 8 件あり、協議会の案件とならずに始めの
相談だけで終わった案件が 3 件あります。他の案件では、同意を得ること
ができました。

会長： ただ今説明がありましたように、本人の同意なしで本人以外から情報を
収集すること、本人への通知を省略すること、収集する情報にセンシティ
ブなものも含まれているということですが、これらについて、委員の皆さん
から何か御質問や御意見はありますか。

委員： (意見なし)

会長： それでは、これらの案件については、相当な理由がありますので、了承することとしてよいでしょうか。

委員：（承諾する）

会長： ありがとうございました。
次に、番号 219 から 227 の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 219～227）

会長： ただいま説明があった案件について、委員の皆さんから御意見等はありますか。

委員：（意見なし）

会長： それでは、特に御意見等がなければ、これらの案件について全て適当とさせていただきます。続きまして、次の番号 228 から 230 について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 228～230）

会長： ただいまの番号 228 から 230 について委員の皆さんから何か御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会長： 特にないようですので、これらの案件について適当とさせていただきます。
次に番号 231 から 237 について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 231～237）

会長： ただいまの番号 231 から番号 237 について、登録簿の作成・変更のほかに、目的外提供、本人への通知の省略もありますが、委員の皆さんから何か御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会長：特にないようですので、これらの案件について全て適當とさせていただきます。

それでは次に登録簿廃棄の案件ですが、番号 238 から 241 まで事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 238～241）

会長：委員の皆さんよろしいでしょうか。

委員：（意見なし）

会長：特にないようですので、これらの案件について適當とさせていただきます。

以上で、本日の意見聴取案件については全て終了しました。意見のついた案件はありませんでしたので、全件について適當ということでよいでしょうか。

委員：（承諾する）

会長：ありがとうございました。

続きまして、事務局からマイナンバー法に係る特定個人情報保護評価において行う第三者点検について提案があるということですので、説明をお願いします。

事務局：（説明 マイナンバー法に係る特定個人情報保護評価において行う第三者点検について）

会長：特定個人情報保護評価において行う第三者点検を、この審議会で行うということで提案がありましたら、委員の皆さんから御質問等はありますか。

特定個人情報保護評価に関する規則の第 7 条第 4 項で「個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関等、適當と認められる者の意見を聞くものとする」と、こここのところを根拠に、この審議会で点検を実施することとしたいという趣旨でよろしいですか。

事務局： はい。ただ、補足をさせていただくと、長野県の組織として意思決定をしているわけではなく、当課としての考え方ということです。この審議会で第三者点検を扱っていただくということになりますと、条例改正を行いまして、条例の中でしっかりと位置付けをした上でという話になると考えています。

委員： 技術的な問題は、点検の段階で、ある程度専門の方々が検討されているように思います。むしろ、人的なリスクに対し、法整備でどうしていくかという方が大事かもしれません。技術的には、いわゆる暗号化ですかアクセス制限を設けているといった話になってくるのではと思います。

事務局： 例えば、県の税務システムの中で、どれだけのリスク対策がされているかどうかということも見ていただくことになると思います。

会長： 実施機関の中でも専門家の方がリスクを検討してそれに対する対策を立てているので、松江先生のような専門家の方は専門的な知識を反映して判断していく、他の委員にあっては、一般的に考えて対策が立てられているかという判断をしていけば、それで足りるということですかね。

事務局： とにかく我々もやったことのない初めてのことですから、一回の審議会にかけるだけでいいのか、あるいはどの程度の準備期間をおいて書類を送らなければいけないのかなど、手探りな面があります。御希望や御意見があれば、隨時仰っていただければと思います。

会長： 先ほどの話で、早ければ11月くらいにはということだと、次回には案件が出てくる可能性はありますか。

事務局： あります。

会長： できるだけ事前に予習をする期間を設けていただき、それで当日説明を求めるところ、そんな方法でお願いしたいと思います。
それでは、第三者点検を当審議会で実施することについて、当審議会としては承知することとします。
次に、平成25年度の個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告を求めます。

事務局：（説明 平成 25 年度個人情報保護制度運用状況）

会長：委員の皆さんから御質問等ありますか。

委員：（意見なし）

会長：次に、前回の会議録についての審議を行います。事前に前回の会議録を事務局から送付してありますが、記載内容につきまして、何か御意見等ありますか。

委員：（意見なし）

会長：それでは、第 34 回審議会の会議録は、この内容で確定します。
続きまして、次回の審議会の日程調整をします。

（日程調整）

会長：それでは、次回の審議会は 11 月 17 日（月）午後から、県庁会議室ということにします。
以上で本日の個人情報保護審査会を終了します。